

# 平成26年度施政方針

## はじめに

平成26年度予算関係議案の審議に先立ち、私の施政運営の基本姿勢について申し上げます。

私にとりましては、市長という大役を拝してから2回目の当初予算編成となります。

振り返りますと、一昨年11月、多くの市民の皆様や地元経済界をはじめ各種団体の方々から、温かいご支援をいただき、市長に就任をさせていただきました。

私は、市長就任に際し「経済の再生」、「地域コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」、この「三つの再生」を行政運営の柱とすること、そして就任1年目の平成25年度を「再生へのスタートの年」として取り組むことを申し上げました。

再生へのスタートにあたり、新居浜市の舵取り役として、「共につくろう笑顔輝く新居浜市 夢をかたちに チーム新居浜」の実現には、市民、団体、事業者と行政が一体となった市民目線での取組が肝要との思いから、広く皆様のご意見やお考えを市政に反映するため、昨年6月には各界各層の方からなる「政策懇談会」を設置いたしました。

政策懇談会では、25年度のテーマとして「経済の再生」と「コミュニティの再生」の二つのテーマについて、熱心な審議をしていただき、昨年12月には、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、そして「市政全般に関する事項」について提言をいただくことができました。

いただいたご提言は、いずれも市民、企業の皆さんが、ふるさと新居浜の発展を願う切実な声であると受け止め、平成26年度予算において可能な限り反映をいたしております。

私は、就任1年目の25年度を「再生へのスタートの年」、そして来たる26年度は「再生への実行の年」と位置づけ、政策懇談会からいただいた提言をもとに再生への施策を展開し、その成果を検証していくなかで、次のステップアップにつなげてまいりたいと考えております。

次に、「三つの再生」についての考え方、そして政策懇談会の提言とこれからの取組について申し上げます。

まず、「経済の再生」であります。

安倍政権誕生から1年余りが経過しました。平成25年は、「アベノミクス」の柱となります「三本の矢」として「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の政策が矢継ぎ早に打ち出され、この「三本の矢」による円安、株高を背景に日本経済はプラスに転じました。また、昨年12月の愛媛県内消費者の景況感調査においても、1年前と比較した景況感DIは大きく改善いたしております。しかしながら、経済の好循環サイクルにおいて重要な要素であります個人消費拡大につながる個人所得への波及効果はあまりみられず、本市においても、まだまだ景気回復が広く実感できる状況には至っていないと感じております。さらに、本年4月には消費税が5%から8%に増税されます。この増税に伴い6.3兆円とも試算されております家計への負担増という経済再生への不安要素も控えており、引き続き、デフレ脱却に向け賃上げの実現や民間投資の活性化を支援する政策の着実な実行が求められております。

このようななか、政策懇談会から「経済の再生」について、農林水産業、商業、観光・物産、工業の4分野について提言をいただきました。

まず、「農林水産業の振興」では、共通する課題として農林水産物価格の低迷や担い手不足、また事業基盤整備等の問題があげられております。この課題解消に向けた具体的な提言事業として、遊休農地管理用機材の導入を支援する耕作放棄地解消促進事業や施設栽培促進のための野菜ハウス設置事業に取り組んでまいります。また、漁業関連施設の整備のほか、地産地消や消費拡大を推進するため異業種との新たな連携による地産食材六次産業化推進事業を実施し、新居浜産の新たな食材の開発を支援いたします。

「商業の振興」では、全国的に商店街を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、現在、商店街、商工会議所、市行政の三者で、中心商店街活性化のための協議を進めております。引き続き、三者による協議会において、実効性の高い商店街活性化策の検討・協議を行ってまいります。

「観光・物産の振興」では、市外からの観光客誘致のための観光宣伝や情報発信、また、地場産品の開発による地域経済の活性化に向けた提言をいただき

ました。観光・物産振興の具体的施策として、着地型旅行商品の造成に加え、新たに立体手法を取り入れた魅力的な観光イラストマップの作成、また、東京、大阪等での物産展にも取り組んでまいります。

「工業の振興」では、本市のものづくり企業がグローバル化や少子高齢化、環境社会への適応など新たな経済環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤と激動の時代を勝ち抜く競争力を持ち合わせた企業体質に変革することが求められておりますことから、意欲ある地域企業に対する支援体制の強化・拡充、人材の育成・確保、企業誘致・立地（新規投資）の促進など多岐にわたる提言をいただきました。

本市経済の再生に向けまして、昨年8月には、新居浜の地場産業が培ってきた優れた技術や技能、製品を「新居浜ものづくりブランド」として、27社、35の製品・技術を認定し、愛媛県とも連携して大型見本市への出展など全国に向けた販路開拓を支援してまいりました。また、この3月には第2回ものづくりブランド認定も行います。さらに、支援体制を強化するため、インターネットを活用した「新居浜ものづくりブランド」の全国的な認知度向上と認定企業の販路開拓・受注機会の創出に取り組んでまいります。また、今回の提言を踏まえまして、今議会には企業立地促進条例や中小企業振興条例の充実強化策を提案しております。これら本市独自の経済活性化策や中小企業振興策を展開するとともに、全国的な好況感が本市経済にも広く浸透するよう、地元経済界や住友各社、関係機関とも連携し地域の総合的な支援体制を強化してまいります。

次に、「地域コミュニティの再生」であります。

平成23年3月の東日本大震災から3度目の春を迎えようとしております。しかし、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされております。さらに、昨年は、全国各地で記録的な豪雨による土砂災害が発生しました。特に、伊豆大島での大規模土石流災害は、平成16年未曾有の災害を経験した本市にとりましても、心痛む出来事でありました。

また、昨年12月には、南海トラフ巨大地震における愛媛県地震被害想定調査結果が公表されました。本市における被害想定は、死者数1,841人、建物全半壊48,033棟と非常に衝撃的な数値であります。しかし、我々は、この被害想定が現実のものであることを真摯に受け止め、近い将来発生する南

海トラフ巨大地震に対し、行政、地域が一丸となって備えなければなりません。行政による防災、減災の取組が重要であることは申し上げるまでもありませんが、しかし、それにはおのずと限界もございます。本市が経験した16年災害をはじめ、いざという時には、一番身近なコミュニティである自治会が頼りになるということは、これまでの災害経験が物語っております。そのためにも、「地域コミュニティの再生」が不可欠であります。

自治会は、人と人をつなぎ、そこに暮らす人々の生活を協同して共に守るといふ古来の共助の精神に支えられた歴史ある組織であります。しかし、良しきにつけ悪しきにつけ個人主義の浸透により、地域コミュニティへの帰属意識が希薄になり、自治会への加入率も低下の一途をたどっております。

そして、政策懇談会からも、この視点を踏まえた地域コミュニティ再生のための具体的施策として、地域課題解決と校区再生のための新しい交付金制度の創設、また、単位自治会再生と安心安全のまちづくりのため防犯灯の電気代及びLED化について全額市負担による実施、安心安全のまちづくり推進のための防災・防犯活動への積極的支援、さらにコミュニティ活動に対する市職員の意識改革について提言をいただきました。

これらの提言を踏まえまして、26年度は、現行の自治会交付金制度の抜本的な見直しを行い、次の三つの視点「地域課題解決」、「地域の誇りを磨く」、「地域づくりの仕組み、人材育成」を主眼に置いた新たなコミュニティ活性化事業を創設し、防災や福祉、環境などについて主体的な取組を支援する仕組みを構築し、協働推進を図ってまいります。さらには、自治会防犯灯のLED化事業について、連合自治会と協議したうえで取組を進めてまいります。

三点目に「市役所の再生」であります。

政策懇談会からの「市政全般に関する事項」のなかでも、職員の意識改革、市役所内部の政策推進体制の更なる充実について提言をいただいております。市役所内の政策推進体制の明確化、そしてスピード感を持って取組を進めるため、新たに企画部に政策推進担当を配置いたします。さらに、部局長、総括次長及び課長の職務に、政策推進に関することを明確に位置づけして推進体制の強化を図ってまいります。

さらに、全庁的な意識改革を推進するため、新居浜市人材育成基本方針に定めます「Challenge（チャレンジ）」、「Cost（コスト）」、「Change（チェ

ンジ) 」の「3C (サンシー) 」を実践してまいります。チャレンジ『郷土愛を持ち、チャレンジ精神旺盛な職員』、コスト『コスト意識を持ち、市民の視点で行動できる職員』、チェンジ『プロ意識を持ち、時代に即応して変革できる職員』、この「求められる職員像、3C」を着実に実践していくことが、私の目指す「市役所の再生」につながるものであります。この3Cを徹底し、チャレンジ精神旺盛で夢のある「挑戦する」市役所を目指してまいります。

また、「市役所の再生」には、市役所の顔とも言えます窓口サービスについて、利用者目線での運用改善が不可欠であります。26年度は、窓口サービスの課題解決に向けまして、庁内プロジェクト会議において総合窓口の開設及びワンストップサービスの検討を行うとともに、早期導入に向けた準備を進めてまいります。

以上、「三つの再生」と「新居浜市政策懇談会」の取組について申し上げます。昨年の政策懇談会は、限られた期間での開催となりましたことから、十分審議が尽くされていない項目もございます。従いまして、26年度におきましても引き続き、「経済の再生」、「コミュニティの再生」について、官民一体となった議論を深めていきたいと考えております。さらに、26年度は、新たなテーマとして「健康都市づくり」と「教育力の向上」の二つについても取組を進めてまいります。

まず、「健康都市づくり」につきましても、超高齢化社会を迎え、高齢者介護、高齢者医療の問題など大きな社会問題となっており、これを解決することは喫緊の課題ではないかと思っております。このため、元気で長生きのできる「健康長寿社会」の実現を目指し、「食育の推進」、「各種検診の拡充」、「スポーツの振興」などに取り組んでまいります。

また、「教育力の向上」は、いわゆるゆとり教育の弊害による学力の低下、いじめ不登校等が大きな社会問題となっていることから、今一度、家庭、学校、地域の役割を見直し、「家庭でしつけ」、「学校で学び」、「地域で育てる」ことを再確認し、子どもの健全な育成に努めたいとの思いから、放課後児童教育の充実を図るとともに、今後は地域子ども会の育成強化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

この新たなテーマであります「健康都市づくり」と「教育力の向上」を推進するため、福祉部と教育委員会事務局に、それぞれ担当の戦略監を設置いたします。

仏教の教えに、「利他の心」があります。「利他の心」とは、自分の利益よりも他人の利益を重んじ、他人が利益を得られるようにすること、自分のためではなく誰かの幸せのために生きるという善の心です。この「利他の心」は、人間として一番大切な生き方ではないかと思えます。

しかしながら、かつて日本人の美德といわれた「思いやり」や「利他の心」というものが、今日の日本社会から失われつつあります。バブル経済の狂乱とバブル崩壊後の「失われた20年」の反省、そして、今、日本再生に向かおうとするこのときこそ、私たちの日常の生活、また自治体経営においても、「利他の心」を基軸にした考え方、そして「利他の心」に基づく決断や行動が強く求められているのではないかと思えます。

自分があり、家族があり、職場があり、地域があり、日本があり、そして世界がある。家族のために働く、親孝行をする、友人や隣人を助ける、地域を大切にすること、そのようなつましく、ささやかな「利他の心」が、やがて社会のため、国のため、世界のためという大きな「利他」へとつながっていくものではないでしょうか。

かつて、環境問題の先駆者である伊庭貞剛氏が、別子の荒れ果てた山々を見て「別子全山を<sup>もと</sup>伯のあおあおとした姿にして、これを大自然にかえさねばならない。」と決意して年間100万本の植林を進めたこと、また、若い従業員の教育塾である「自彊舎」を設立した鷺尾勘解治氏が「別子銅山の末期に於いて、これに代わるべき事業を興す。」ことを決断し、地方後栄を第一義に新居浜市が工業都市として自立するために、新居浜港建設や工業用地造成など先見的な都市計画を次々と断行させた根底には、やはり自己や会社の利益よりも、将来の日本とそこに生きる人々の利益を優先する「利他の心」があったことにほかならないと思えます。さらに、地方を永遠に繁栄させるためには、地域も会社と「共存共栄」の考えを持つべきであるという鷺尾氏の教えも、「利他」の考えに基づくものであります。「自彊舎」は昨年、止む無く取り壊されることとなりましたが、これらの精神は今を生きる私達の使命として、将来に引き継いでいかなければなりません。

私自身、改めまして「思いやり」や「利他の心」という「徳」に根ざした生き方を基軸に、物事を考え、決断していかなければならないと強く肝に銘じてまいります。

以上、新年度における施政運営の基本姿勢について申し上げます。

引き続き、主要施策の概要につきまして、第五次新居浜市長期総合計画に掲げる6つのフィールドごとに、順次ご説明を申し上げます。

## フィールド1 快適交流

最初に、フィールド1 快適交流について申し上げます。

まず、**良好な都市空間の形成**についてでございます。

計画的な土地利用の推進につきましては、新居浜市都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、用途地域・特定用途制限地域の見直しなど、都市計画の変更について検討を行ってまいります。

地籍調査の推進につきましては、新たに人口集中地区（D I D）の調査に着手し、政枝町と高木町の全部及び滝の宮町と坂井町の一部地区において実施してまいります。

次に、**道路の整備**についてでございます。

広域幹線道路の整備につきましては、「国道11号新居浜バイパス」の船木から東田3丁目、西喜光地町から本郷1丁目、萩生から大生院までの各工区について、早期整備・供用を要望するとともに、条件整備など側面的な支援を積極的に行ってまいります。

市内幹線道路の整備につきましては、引き続き、市道「上部東西線」、「角野船木線」の用地買収等を進めてまいります。特に、「角野船木線」につきましては、平成28年度の全線開通を目指し、鋭意、整備促進を図ってまいります。

また、県事業として進められております「西町中村線」及び「郷桧の端線」、「新居浜別子山線」、「金子中萩停車場線」につきましては、整備促進を要望してまいります。

生活道路の充実、道路交通安全対策の推進につきましては、傷んだ舗装の打ち替えや幅員の狭い道路の拡幅改良、並びに「橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しを行ってまいります。また、安全で快適な自転車の通行空間確保に向けて、「新居浜市自転車ネットワーク計画」の策定を進めるとともに、社会実験の実施に取り組んでまいります。

次に、**J R新居浜駅周辺の整備**についてでございます。

J R新居浜駅周辺の公共施設整備につきましては、平成26年2月に供用を

開始しました南北自由通路「出逢いロード」は、引き続き工事を継続し、既設  
人道橋<sup>じんどうきょう</sup>を撤去いたします。

また、新たに人の広場、南口広場の整備に着手するとともに、交通広場、シンボルロードに続き、人の広場にモニュメントを設置いたします。

さらに、来街者の利便性の向上と賑わいの創出のため、駅前街区への民間施設誘致に取り組んでまいります。

駅南北一体化による新都市拠点の形成につきましては、駅南地区の整備について、市民参画のまちづくりを進めるため、新居浜駅周辺まちづくり協議会をはじめ、多方面からの意見や議論をいただき、検討を進めてまいります。

次に、**安心な住宅の整備**についてでございます。

公営住宅等の整備につきましては、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、南小松原団地9-1号棟の建替工事を行ってまいります。

住宅及び住環境の整備につきましては、南小松原団地9-3号棟などの耐震2次診断、瀬戸団地1号棟などの耐震改修工事を行ってまいります。

住宅・住環境の防災性の向上につきましては、倒壊するおそれがある住宅の耐震化促進のため、民間木造住宅耐震診断、耐震改修工事への補助を行ってまいります。

次に、**公園・緑地の整備**についてでございます。

既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実につきましては、平成25年度に策定しました「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や休憩施設、便益施設等の効率的な施設更新や維持管理を行っていくとともに、定期的な樹木剪定や除草等を行い、安全で快適な公園となるよう努めてまいります。

公園・緑地整備の推進につきましては、引き続き、神郷公園の整備を進め、公共下水道事業の進捗状況を踏まえながら、平成28年度の完成を目指し、造成工事を行ってまいります。

総合運動公園整備の推進につきましては、「スポーツ推進計画」における位置付けを踏まえまして、庁内検討プロジェクトチームを設置し、各スポーツ施設の状況、市民要望等を勘案しながら、立地場所や施設内容、整備年度等について検討を行い、総合運動公園の基本構想を策定してまいります。

次に、**港湾の整備**についてでございます。

物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備につきましては、新居浜港東港地区において、水深7.5mの耐震強化岸壁を整備し、平成25年5月から本格供



用を開始いたしました。

平成26年度は、老朽化した防舷材、海岸護岸などを改良し、港湾・海岸施設の安全性の向上を図ってまいります。

また、新居浜港港湾計画につきましては、新居浜港における利便性の向上を図るため、港湾施設利用状況の把握、臨海部における新たな工業用地の必要性、港湾物流に関する課題への対応等について検討を進めてまいります。

## フィールド2 環境調和

次に、フィールド2 環境調和について、申し上げます。

まず、**地球環境の保全**についてでございます。

地球温暖化防止対策の推進につきましては、平成24年度末に策定した「新居浜市地球温暖化対策地域計画」や平成25年度末に策定の「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」に基づき、環境施策を推進してまいります。

また、地球温暖化防止、自然エネルギー利用への意識啓発と促進のため、引き続き、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を実施するとともに、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池の設置に対する補助制度を新設いたします。

自転車の街の復活につきましては、庁内検討委員会で検討した自転車の利活用促進策に基づき、取組を進めてまいります。

地球環境問題の意識啓発の充実につきましては、環境基本計画、環境保全行動計画を推進する組織として設立した「にいほま環境市民会議」を基盤とし、市民、事業者、行政が協働で環境保全活動を推進するとともに、意識啓発と人材の育成に努めてまいります。

次に、**生活環境の保全**についてでございます。

公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進につきましては、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、水洗化の向上に努めてまいります。

葬祭施設等の適正な管理の推進につきましては、平尾墓園の適正管理のため、管理体制を整えながら、空き区画の再使用や管理料の再徴収に向け、先進事例を参考にして、使用者調査を実施してまいります。

また、真光寺、土ヶ谷、黒岩の3墓地についても、返還墓地や空き区画の再使用に向け、実態調査に取り組んでまいります。

次に、**ごみ減量の推進**についてでございます。

ごみの減量と3Rの推進につきましては、新9種分別の定着を図り、ごみのリ

サイクルを推進するとともに、資源ごみ集団回収の推進を継続し、市民のリサイクル活動を支援します。

また、多くの市民が生ごみのたい肥化に取り組めるよう、いはいま環境市民会議と連携して、段ボールコンポストの普及を図ってまいります。

さらに、下水処理場へのし尿、浄化槽汚泥、生ごみの投入、利活用について、バイオマス利活用構想を策定し、検討を行ってまいります。

地域環境美化活動の推進につきましては、まち美化推進事業の継続的な啓発、広報活動の推進を図るとともに、環境美化推進員の積極的な活動の推進、不法投棄パトロールや放置自動車の処理についての取組を、引き続き、行ってまいります。

また、不法投棄の発生抑制のため、荷内、立川地区等へ監視カメラを設置いたします。

廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進につきましては、計画的な定期点検整備工事を実施するとともに、清掃センター及び衛生センターについて、長寿命化計画に基づき、施設の延命化に努めてまいります。また、「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、清掃センター基幹的設備改良工事に係る発注仕様書を作成いたします。

次に、**下水道施設の整備**についてでございます。

下水道普及率の向上につきましては、汚水の管渠整備として、公共下水道事業計画区域の拡大により新たに処理区域に含まれた田の上や宮原町などで汚水幹線や枝線の整備を進めるとともに、面整備として、北内町や中村四丁目などの地区で整備を推進し、平成26年度末の人口普及率60.9%を目指してまいります。

下水道施設の維持管理・改築更新につきましては、下水処理場において、平成25年度・26年度の2か年計画で進めております高圧受変電設備を更新するとともに、新たに平成26年度・27年度の2か年の予定で電気計装設備の改築更新工事を行ってまいります。また、既設の汚水幹線で現在の耐震基準を満たさない重要な管渠について、耐震化のための調査設計を進めるとともに、江の口雨水ポンプ場については、長寿命化計画に基づき、電気、機械設備の改築更新を実施いたします。

防災の充実につきましては、台風や集中豪雨による浸水を防止し、安全・安心な生活環境を実現するため、上泉、江の口、南小松原の雨水幹線の整備を進めるとともに、面整備として、松神子、一宮町などで雨水枝線等の整備を行ってまい

ります。

次に、**安心で安全な水道事業の推進**についてでございます。

**安心で安全な給水の確保**につきましては、平成25年度に構築した水道施設監視システム、自動水質測定装置、監視カメラ等を適正に運用することにより、引き続き、安心で安全な給水に努めてまいります。

**上水道の安定供給**につきましては、事業認可及び「新居浜市水道ビジョン」に沿って、効果効率的な耐震化を進めるため、応急給水を考慮した管路耐震化計画の策定を行ってまいります。

また、新山根送水場管理棟の建築、機械・電気設備工事及び新山根、船木配水池の場内整備工事を行い、供用開始を目指してまいります。

**水道事業の経営基盤の強化**につきましては、上下水道料金システムを活用し、一層のお客様サービスの向上を図るとともに、業務効率の向上を図り、未収金縮減対策を推進してまいります。

また、瀬戸・寿上水道問題につきましては、市関係者と瀬戸寿上水道組合との協議を継続し、市水道との統合に向けた課題やプロセスについての協議を深めていくことによって、一日も早い問題解決に向け、鋭意取り組んでまいります。

**工業用水道の安定供給**につきましては、老朽化した工業用水道施設の耐震化を含めた対応が必要なことから、工業用水道施設の更新事業に関する基本計画を策定いたします。また、愛媛県の新田橋架替工事に伴い、支障となる工業用水道管の移設工事を行い、老朽化した水管橋の更新も併せて実施いたします。

### フィールド3 経済活力

次に、フィールド3 経済活力について、申し上げます。

まず、**工業の振興**についてでございます。

**新事業展開の促進**につきましては、中小企業新事業展開支援事業や中小企業各種融資制度、中小企業振興条例等を活用し、中小企業の創業支援や新事業展開、既存事業の拡大、産学の連携等のビジネスコーディネート支援を進めてまいります。特に、今年度から、本市地場産業が持つ優れた技術や製品を「新居浜ものづくりブランド」として認定しておりますが、平成26年度は、国内最大の「製造技術データベースサイト」に「新居浜ものづくりブランド」の専用ページを掲載し、販路開拓・受注拡大を重点的に支援するとともに、本市もの

づくり産業を全国へ発信してまいります。

さらに、平成21年度に策定いたしました「ものづくり産業振興ビジョン」につきましては、策定から4年が経過し、策定時から社会要因や経済要因も大きく変化しておりますことから、現状の課題等を抽出・分析しながら、新たな事業展開の方向性や産業施策について、抜本的に見直しを行ってまいります。

産業を支える人づくりにつきましては、次世代の人材育成のため、小学生から高校生及び高専生を対象に、ものづくり人材育成推進事業を実施し、ものづくり意識の醸成を図ってまいりますとともに、若年者人材確保のためのインターンシップ、キャリアアップ教育の推進に努めてまいります。更に、新居浜市ものづくり産業振興センターの利活用を図り、培われた技術・技能の継承と人材育成に取り組んでまいります。また、四国地区高校生溶接技術競技会の開催を、引き続き、支援してまいります。

企業誘致及び立地の促進につきましては、企業立地促進条例を活用することにより、貯木場事業用地や多極型産業推進事業用地等への新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努め、さらなる産業振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。また、観音原地区の内陸型工業用地の整備に向けた調査を、引き続き行うとともに、土地所有者との協議を進めてまいります。

さらに、「新居浜市ものづくり産業振興基金」を創設し、地元産業界と行政が一体的に産業振興施策の取組を進めるための財源確保を図ってまいります。

次に、**商業の振興**についてでございます。

にぎわいと魅力あふれる商店街の形成につきましては、夏まつりやはまさい、さんさん産直市など商店街イベントを引き続き支援していくとともに、商工会議所や新居浜商店街連盟、市民団体等と協働し、銅夢にいほまを核とする商店街の活性化に努めてまいります。

次に、**農業の振興**についてでございます。

農産物の地産地消の推進につきましては、生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な地元農産物の消費拡大に繋がるよう、地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と「いただきます！今日もおいしい新居浜産」の標語を活用し、新居浜産農畜産物のPRに努めるとともに、「新居浜市地産地消協力店認定制度」の更なる周知を図ってまいります。また、新居浜市食生活改善推進協議会が行う食生活改善・食育推進による新居浜産農産物の消費拡大事業に積極的に協力し、食育の面からも地域農産物の消費拡大を図ってまいります。

さらに、新たに、認定農業者等の野菜ハウスの設置を推進してまいります。

農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進につきましては、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会を中心に市内の各猟友会等と連携しながら、イノシシ等の有害鳥獣駆除・捕獲に努め、農作物等への被害防止、減災に取り組んでまいります。また、自然農園につきましては、新居浜市自然農園を育てる会の活動を引き続き支援し、農業に対する市民の理解が深まるよう努めるとともに、新居浜市農業再生協議会が行う農地の有効利用に関する諸事業にも参加・協力し、農地の利用集積等に取り組んでまいります。さらに、新たに、耕作放棄地の解消に必要なトラクター等の機材購入に対し支援を行い、遊休農地の適正な管理を図ってまいります。

次に、林業の振興についてでございます。

環境保全とふれあいの森林づくりにつきましては、地域の持続的な林業経営、健全な森林管理体制の確立、地域材の利用拡大を図るため、施業の集約化・路網整備の推進を図りますとともに、市が整備する公共建築物等の地域材活用促進、木質バイオマスの利用など、間伐材等の有効利用を促進し、健全な森林づくりへの支援を行ってまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

漁業生産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の改修など漁業生産基盤の整備を計画的に実施するため、機能保全計画に基づく平成27年度からの保全工事の実施に向け、取り組んでまいります。また、稚魚及び抱卵ガザミの放流や内水面種苗放流など、つくり育てる漁業の推進に漁業者と共に取り組んでまいります。

環境にやさしい漁業の推進につきましては、幼児期から魚食にも興味を持つ機会を提供するため、保育園児や幼稚園児を対象としたおさかなふれあい体験事業を継続して実施いたします。

水産物の高付加価値化の推進につきましては、未利用魚を利用した練り製品の開発、流通を支援し、水産業の六次産業化を図ってまいります。

次に、観光・物産の振興についてでございます。

観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実につきましては、NS観光推進協議会を通じ、「別子・翠波はな街道」をはじめとする広域観光ルートの充実に努めてまいります。また、魅力ある観光地づくりを行うため、計画的に観光施設を整備するとともに、マイントピア別子を中心に、広瀬歴史記念館等を含

めた市内全域の着地型観光の推進を図ってまいります。

さらに、引き続き、ホームページや観光サイトの充実を図るとともに、新居浜市観光協会と連携し、ブロガー旅行記事や観光フリーペーパーの作成等により、観光情報の発信力の向上に取り組むほか、職員による観光PR名刺の活用やふるさと観光大使等のヒューマンネットワークをいかした観光宣伝を推進してまいります。

懸案となっております端出場温泉保養センターの問題につきましては、施設の再生に向けて、具体的な取組を進めてまいります。

近代化産業遺産を活用した観光の振興につきましては、別子山地区、マイントピア別子、別子銅山記念館、広瀬歴史記念館、星越地区等の別子銅山近代化産業遺産や関連施設を有効に活用した近代化産業遺産観光の充実や観光ガイドマップ等の作成による情報発信に努めてまいります。

別子山地区の観光振興につきましては、「森林公園ゆらぎの森」において、地域特性を活かした各種イベント等を開催することにより、別子山地域の入込客の増加に向けた取組を行ってまいります。

また、別子観光センター跡地の利活用につきまして、別子山地域住民や関係者との協議を進め、跡地の利活用について、具体的な取組を進めてまいります。

太鼓祭りを活用した観光の振興につきましては、平和で安全な秋祭りに向けて、新居浜市太鼓祭り推進委員会と引き続き連携し、安全に安心して楽しめる太鼓祭りを推進してまいります。また、シャトルバスの運行や、わかりやすい太鼓祭り案内ガイドの作成など観光客の利便性の向上や受入れ体制の充実に取り組んでまいります。

新居浜ブランドの育成・拡大につきましては、新居浜市物産協会と連携して、東京・大阪等で開催される各種物産展やイベント等へ積極的に参加し、本市の地場製品の紹介宣伝、販路拡大を図ってまいります。また、新たな物産・食品の創出による地域の特産品づくりを支援するとともに新居浜市物産協会が発刊予定の物産パンフレット等を活用した情報発信を行うことにより、ブランド力の向上に努めてまいります。

ホスピタリティの向上と人材育成につきましては、来ていただいた観光客の方が楽しく安全に観光できる環境を整備するため、計画的に観光案内板等の整備充実に努めていくほか、引き続きマイントピア別子東平ゾーンでの個人観光客向けのガイド事業を実施してまいります。

また、新たに、タクシー乗務員等を対象に、接遇研修を実施いたします。

次に、**運輸交通体系の整備**についてでございます。

**公共交通の拡充整備**につきましては、生活バス路線に対する運行支援及び大島渡海船の運行を行うとともに、別子山地域バスの四国中央市方面便廃止に伴い、新居浜市街地方面便を増便いたします。また、バス交通空白地域を解消するため、現在実施しておりますデマンドタクシーの試験運行を9月まで継続し、導入の可否について検討してまいります。

次に、**雇用環境の整備・充実**についてでございます。

**雇用対策**につきましては、引き続き、企業立地や地域経済の活性化を通じて、雇用の確保に努めるとともに、東予若者サポートステーションへの運営支援を行ってまいります。

**働きやすい環境づくり**につきましては、高齢者に働く場を提供するシルバー人材センター事業への支援を引き続き行ってまいります。

## フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

**地域と一体となった健康づくり**につきましては、健康づくりの基本となる健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などに取り組んでまいります。また、新たに、食生活改善推進員と協力し、減塩推進プロジェクトや子育てママ応援食育推進事業を実施し、食育の推進に取り組んでまいります。

**母子保健対策の推進**につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、母子の健康増進に努めるとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行ってまいります。また、乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減や虐待防止に努めてまいります。

**感染症対策の推進**につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

**救急体制の維持・強化と地域医療の確保**につきましては、緊急時における医療体制整備のため、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医

療体制の確保を図ってまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、地域活動への住民参加を促すための広報活動や生き生きふれあいフェスティバルなどの、イベントや行事を充実させることで福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含めて協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

子育て支援の充実と連携につきましては、病児や緊急な預かり等に対応するため、病児・病後児保育を再開いたします。また、新たに、産前・産後等に家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助を行うとともに、子育て用品のリースに対する助成制度、不要となった子育て用品を回収し、希望者へ提供する制度を開始いたします。さらに、子どもの歯科外来に係る医療費の助成対象を小学校修了前までに拡大いたします。

平成27年4月から始まります「子ども・子育て支援新制度」につきましては、平成25年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、（仮称）「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

子どもと親の交流の場づくりにつきましては、子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として地域子育て支援拠点を3か所増設し、地域における子育て支援機能の充実を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指します。

障がい福祉サービスの充実につきましては、医療費助成など、重度障がい者



に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を継続してまいります。また、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援法による就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施を促進するとともに、新居浜市障害者自立支援協議会の専門部会に就労支援部会を創設し、事業所・関係機関の連携を強化、就労基盤の整備を行う等雇用の促進に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、民間事業者等との連携により、高齢者見守りネットワーク事業を推進いたします。

介護予防の充実につきましては、介護予防に関する普及啓発のための介護予防教室を開催し、受講後も継続して介護予防・健康づくり活動が行えるよう自主活動につなげる支援を行うとともに、ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成及び支援を推進いたします。また、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態に陥らないように、特定高齢者の介護予防事業を実施し、高齢者の生活の質を改善するとともに、免疫力の向上や脳血管性認知症予防に効果があるといわれる笑いの効用に着目した笑いの介護予防促進事業を実施いたします。

適切で効果的な介護サービスの充実につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき施設基盤整備に取り組むとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を推進してまいります。また、平成27年度から29年度を計画期間とする次期「高齢者福祉計画」を策定いたします。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と高齢者同士が共に支え合う社会づくりを推進するため、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。また、介護保険施設等において、ボランティアを行った高齢者の方に対し、活動実績に応じたポイントを付与する介護支援ボランティア事業を新た

に実施いたします。

次に、**社会保障の充実**についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者に対し、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。

介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護保険制度の円滑な運営のため、介護認定調査水準の向上、介護認定審査会の判定理由明確化、介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、高齢化の進行や先進医療技術の進歩などによる医療費の増大により、国保財政は今後さらに厳しくなることが予想されることから、引き続き保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。

## フィールド5 教育文化

次に、フィールド5 教育文化について、申し上げます。

まず、**学習活動の充実**についてでございます。

生涯学習機会の内容充実につきましては、生涯学習のまちづくりの推進を図るため、大学、高専等の高等教育機関と連携し、公民館、生涯学習センター等の学習プログラムの充実を図ってまいります。

生涯学習関連施設・機能の充実につきましては、口屋跡記念公民館及び多喜浜公民館の耐震補強工事・大規模改造工事、大生院公民館体育館の耐震補強工事を行ってまいります。また、新居浜小学校、浮島小学校、泉川小学校の運動場夜間照明設備及び角野小学校、中萩中学校、西中学校の防球ネットを更新いたします。

図書館機能の充実につきましては、市民の自主性、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会の提供、移動図書館の運営、ブックスタート実施事業、学校図書館支援推進事業等により他の関係機関とも連携しながら利用促進を図ってまいります。

次に、**地域づくりの推進**についてでございます。

地域課題を解決する住民活動の推進につきましては、公民館において、今後も地域住民の主体性を尊重した活動を推進するとともに、各校区の地域課題の

実態を踏まえ、解決に向けて、地域教育力向上プロジェクト推進事業及び社会教育活性化支援プログラムを実施し、社会・地域の要請に応える、役に立つ社会教育事業を推進してまいります。

地域を担う人材の育成につきましては、今後の公民館活動、地域づくりの中核となって活動する人材の育成のための地域での学習機会の充実に取り組んでまいります。

郷土愛を育むための活動の推進につきましては、多喜浜塩田等の地域資源を学ぶ学習機会を提供するほか、子ども達に様々な体験活動を提供することも夢未来事業を推進するとともに、郷土愛を育むことを目的に、子ども写生大会を実施いたします。

次に、**家庭、地域の教育力の向上**についてでございます。

学社融合の推進につきましては、学校支援地域本部事業の定着を図り、地域で子どもたちを育てるとともに、子ども見守り隊の一層の活動充実に図ってまいります。また、新たに、放課後の小学生を対象に、市内3地区で、教員OBを活用した学力向上学習支援事業を実施いたします。

青少年健全育成の推進につきましては、放課後子どもプランの趣旨を踏まえ、子どもの居場所づくりのために放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、地域ぐるみで子ども達の健全な育成に取り組む体制づくりに努めてまいります。

次に、**学校教育の充実**についてでございます。

地域に開かれた特色ある学校づくりにつきましては、学校へ行こう日(デイ)、教育懇談会、持続発展教育(E S D)支援事業、にいほまスクールエコ運動等を実施し、地域と学校とが一体感を持って、地域の方々が魅力を感じる学校づくりに努めてまいります。

社会変化に対応した多様な教育の推進につきましては、児童生徒の基礎的な学力の向上と定着を図るため、標準学力検査を実施し、客観的な学力の把握・検証を行い、指導方法の改善に役立ててまいります。

また、地域との連携・協力を図りながら、全ての小中学校で防災教育を推進するとともに、キャリア教育の一貫として、中学2年生を対象に職場体験学習の実施についても引き続き取り組んでまいります。

さらに、別子銅山の近代化産業遺産について、体験活動を通して地域の発展に尽くした先人の功績を学ぶことにより、地域社会に対する誇りと愛情を育て

るため、ふるさと学習に取り組んでまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、不登校、問題行動等の未然防止と早期対応のために、あすなる教室での活動のほか、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を深めるとともに、スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員の拡充を図り、相談活動の充実に努めてまいります。

また、学級生活の満足度や意欲についてのアンケート（<sup>キュー</sup>Q-<sup>ユー</sup>U）を小学校低学年に拡充し、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止と学級経営改善に役立ててまいります。

教育施設・教育環境の整備・充実につきましては、屋内運動場等の天井等の非構造部材の耐震化を図るとともに、泉川小学校南棟校舎の大規模改修工事に向けた設計、大生院小学校プール改築の設計を実施いたします。

幼児教育の推進につきましては、幼稚園の園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励事業を充実してまいります。

次に、**特別支援教育の充実**についてでございます。

早期からの教育相談・支援の充実につきましては、こども発達支援センターを特別支援教育、発達支援の中核的機関とし、個別相談、幼稚園・保育園・小中学校などへの巡回相談、就学相談など地域における総合相談支援体制を充実させてまいります。また、子ども一人一人の教育ニーズに対応した個別の支援計画の作成、効果的な活用により、関係機関との連携を強化しながら、生涯にわたる一貫した支援を行ってまいります。

特別支援教育の充実・体制の整備につきましては、肢体不自由などの障がいのある幼児児童生徒が、就園・就学するにあたり、安全の確保など学校生活に支障をきたさないように、特別支援学級指導員、学校生活介助員を適正に配置して受入体制の環境整備を図るとともに、支援の必要な児童の学習支援や学級運営の安定化を図るために、小学校に学校支援員を派遣してまいります。

地域生活における自立に向けた支援体制の整備につきましては、新居浜特別支援学校やしげのぶ特別支援学校等のセンター的機能を活用するとともに、就労支援を視野に入れた関係機関との連携に努めてまいります。

次に、**芸術文化の振興**についてでございます。

芸術文化活動の推進につきましては、プロの芸術家による学校出前コンサートを行うとともに、地域の演奏家を学校などに派遣し、芸術文化を体験できる諸行事を開催いたします。また、市民団体が実施する芸術文化事業に助成する

ことにより地域の芸術文化の向上を図ってまいります。

芸術文化施設の整備・充実につきましては、平成27年度のオープンを目指し、総合文化施設の建設工事を進めてまいります。また、オープン後の総合文化施設の運営体制や実施事業計画などにつきましては、本市出身の劇作家・鴻上尚史氏をはじめとするスーパーアドバイザーやテクニカルアドバイザーの指導・助言をいただきながら、市民の皆様方で組織する建設委員会とも協議を重ね、決定してまいります。

また、市民文化センターの耐震補強工事及び大ホール空調設備の改修など必要な施設整備を実施し、利用者が安全・快適に利用できる環境を整備してまいります。

次に、スポーツの振興と競技力の向上についてでございます。

社会体育の推進につきましては、健康増進と地域の連帯感の醸成、子ども達の健全育成を図るため、地域スポーツ育成事業に取り組むとともに軽スポーツを主体とした、誰でも参加できる市民体育祭ふれあいスポーツの部を充実させてまいります。

競技スポーツの振興につきましては、平成29年度に愛媛県で開催される第72回国民体育大会に向けて、新たに、国体推進室を設置するとともに、特に主力選手となる中学生・高校生世代の選手の育成を図ってまいります。

施設環境の整備につきましては、愛媛国体に向け、市営野球場の改修やマリパーク新居浜のセーリング用艇庫の建設等施設整備を進めてまいります。

次に、近代化産業遺産の保存・活用の充実についてでございます。

別子銅山の近代化に携わった人々に学び、次世代へ伝承・発信の促進につきましては、広瀬幸平没後百年という年にあたり、広瀬歴史記念館において特別企画展を開催するほか、星越町の元社宅でのパネル展開催などを通して、別子銅山の歴史的意義を広く紹介いたします。

別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進につきましては、重要文化財旧広瀬家住宅のPRと保存活用に努めるとともに、端出場・東平にある近代化産業遺産については、近い将来に文化財候補となるよう文化庁及び所有者である住友企業との協議を進めてまいります。

また、本市へ寄附された自彊舎跡地には、記念碑を設置すると共に、鷲尾勘解治及び自彊舎の功績などを記した説明板を整備いたします。

## フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、**安全安心な生活空間の形成**についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、子どもから高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防犯対策の推進につきましては、犯罪のない地域社会の実現を図るため、新居浜地区防犯協会に対する支援を行ってまいります。また、平成25年に新居浜警察署、連合自治会、商工会議所と締結いたしました犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関する協定に基づき、犯罪多発が懸念される地区への防犯カメラの設置に協力してまいります。

防災体制の強化につきましては、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るため、引き続き、自主防災組織の資機材整備や防災士の養成を行うとともに、高齢者等を対象に家具固定器具の取付、ガラス飛散防止フィルム設置を推進してまいります。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律及び津波防災地域づくり法の施行に対応するため、新居浜市地域防災計画の見直し及び津波ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

さらに、防災拠点施設建設に向けて、機能や建設時期等具体的な方向性を定めた基本計画を策定いたします。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

警防体制の充実につきましては、消防自動車整備計画に基づき、消防資機材搬送車及び高規格救急車それぞれ1台を更新整備し、迅速で円滑な災害対応などの強化を図るとともに、消防団車両につきましても、消防ポンプ自動車1台を更新整備いたします。

また、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成26年度中の移行完了を目指してまいります。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等を計画的に整備し、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

**消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化**につきましては、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置し、相談体制の充実に努めてまいりましたが、今後も複雑多様化している悪質商法被害の早期解決や未然防止のため、専門知識及び相談対応能力の向上に努め、持続的に相談体制の充実強化を図ります。

**消費生活改善の意識啓発と情報提供**につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、消費者のつどいの開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

**男女共同参画の意識の高揚**につきましては、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画推進週間における啓発活動や様々な学習活動を通して、広報・啓発活動に努めるとともに、実態把握のための市民意識調査を実施いたします。

**DV対策の推進**につきましては、昨年設置しました配偶者暴力相談支援センターにおける相談活動の充実を図り、相談員の力量を高めるなど、被害者の支援に努めるとともに、暴力等を許さない社会環境づくりに向け努めてまいります。

**女性の政策・方針決定の場への参画促進**につきましては、本市の委員会・審議会等への女性の参画率は、平成25年4月現在、30.1%となっておりますが、今後も、様々な視点から参画率の向上に向け、取り組んでまいります。

また、市内事業所等における女性の積極的な活躍の促進と仕事と育児・介護等の両立支援の充実を推進するため、実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスの視点から、事業所等の女性の活躍を支える環境づくりの支援に向けて取り組んでまいります。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

**社会における人権・同和教育及び啓発の推進**につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するために、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕に対し補助を行い支援してまいります。また、自治会所有の防犯灯については、平成26年度中に市の負担でLED化の推進を図るとともに、防犯灯の電気料金についても、市の全額負担とすることにより、単位自治会の活動支援につなげてまいります。

コミュニティ活動支援交付金につきましては、地域コミュニティ再生のため、これまでの交付金制度を見直し、充実を図るとともに、新しい交付金を創設し、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。

また、自治会加入率につきましては、連自治会と連携し、継続した加入促進活動を行うとともに職員の加入促進にも努め、自治会加入率の向上に取り組んでまいります。

地域再生への体制づくりにつきましては、人口減少及び少子高齢化が著しい別子山地域におきまして、地域外の人材を積極的に誘致する地域おこし協力隊を設置し、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を図るとともに、協力隊となる人材の定住及び定着を図るよう支援してまいります。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して、市民との協働事業の推進を図ってまいります。

人材の育成と自治体経営力の向上につきましては、協働を担う人材育成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ってまいります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組んでまいります。



ボランティアの推奨につきましては、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めてまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら側面的な支援を行うとともに、NPO間、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能を生かし、市民活動の活性化や地域コミュニティとの連携を図ってまいります。

次に、**国際化の推進**についてでございます。

国際交流の推進につきましては、友好都市である中国徳州市からの友好視察団を迎えるとともに、市民と在住外国人が交流できる場を設けることにより、国際理解を図り、国際交流を推進してまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳し情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、在住外国人や本市を訪れる外国人を支援するための対応窓口を設置し、引き続き、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。

## 計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、**開かれた市政の推進**についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進につきましては、パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの急速な普及に伴い、スマートフォン対応の地域情報アプリを提供するとともに、ホームページのリニューアルを実施いたします。

全国にはま倶楽部につきましては、全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある方々に引き続きご支援を賜り、市政推進を図ってまいります。会員へのフォローアップにも努め、東京・大阪に加え、松山での交流会を開催いたします。

また、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの導入にも取り組んで

まいります。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒にあって課題克服に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、市長への手紙やメール、広聴票等を通じて対話型広聴の推進に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、効果・効率的な自治体経営の推進についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、「新居浜市行政改革大綱2011」に基づき、地域主権時代を担える市役所となることを目標に、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。

組織の効率化と職員の育成につきましては、職員の意識改革を促し、人材育成を図るため、人事マネジメントの見直しに取り組んでまいります。また、自治大学校、市町村アカデミー・国際文化アカデミーを中心に職員を派遣し、専門能力の向上を図るとともに、土木技術職員の研修につきましては、全国建設研修センターへ派遣を行い、能力の向上を図ってまいります。

健全財政の維持につきましては、庁舎敷地内へコンビニエンスストアを誘致し、市民サービスの向上とより一層の市有財産の有効活用を図ってまいります。また、遊休未利用地につきましても、新たに顧客仲介制度を導入し、売却処分を促進し、財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、現年課税分は、催告や納税相談等を中心に推進し、滞納繰越分は、滞納処分を強化し、「愛媛県地方税滞納整理機構」との連携を図ってまいります。また、搜索、差押をした不動産や自動車等を積極的にインターネット等により公売してまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図るため、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、施設保全計画の策定、予防保全工事の実施に取り組んでまいります。

また、公共施設白書を公表し、今後の公共施設のあり方を議論するための基礎資料として活用いたします。

次に、情報通信技術の利活用と市民サービスの向上についてでございます。

行政機能の向上につきましては、来庁者が快適にサービスの提供が受けられるよう、1階フロア全体の配置、動線、業務を見直し、ワンストップサービスの実現に向け、取り組んでまいります。

また、基幹業務システム及び庁内LANの安定的な運用に努めますとともに、時代の変化に対応し、行政機能を向上できるシステムの活用に取り組んでまいります。

情報セキュリティ対策の推進につきましては、情報セキュリティポリシーを徹底し、基幹業務システム及び庁内LANなどの情報漏洩の防止、セキュリティの確保を行ってまいります。

以上、平成26年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方と重要施策について申し上げます。

## おわりに

昨年、有名ホテルや大手百貨店などで次々と発覚いたしました食材偽装表示の問題は、我々消費者の「信頼」を損なう大きな社会問題となりました。また、特定秘密保護法をめぐる国会審議の混乱は、政治の「信頼」を揺るがしかねない大きな問題ではなかったかと感じております。また、福島第一原発を巡る一連の報道、さらには昨今のいじめや体罰問題における不信に満ちた報道などを見るにつけ、「信頼」という言葉の重さと、さらに失った「信頼」を取り戻すことの難しさや重要さをひしひしと感じております。

親子の信頼、夫婦の信頼、地域の信頼、さらに教師と生徒との信頼、上司と部下との信頼、行政と住民との信頼、国家と国民との信頼など、現代社会は多くの「信頼」のうえに成り立っています。

先ほど申しました「利他の心」は、強固な「信頼」を築くうえでも重要な行動規範です。また、「市役所の再生」においても実践すべき教えであります。すべての職員が、自分の生活のためだけに仕事をしている、仕事をやらされているという意識ではなく、自分の利益よりも市民のために役立つ仕事をするという公務員としての純粋な志を共有して、仕事に打ち込むことができれば、おのずと市民、企業の皆さまから「信頼」される市役所となります。今一度、原点に立ち返り、「信頼される市役所づくり」に取り組んでまいります。

また、市民の皆さまにも、世のため人のために尽くす「利他の心」をお持ちいただくことを強くお願いしたいと思います。地域全体が「利他の心」を共有

し、お互いの信頼関係を醸成することができますれば、必ずや「コミュニティの再生」が成し遂げられるものと確信しております。

私も、今一度、初心に立ち返り、市民、企業の皆さまからも信頼される市長となりますよう、自ら率先垂範し、郷土新居浜の更なる発展のため、全身全霊を傾けて取り組んでまいるといふ決意を新たにしております。

どうか、議員の皆さま市民の皆さまにおかれましても、「ともにつくろう笑顔輝く新居浜市」の実現に向けまして、チーム新居浜の一員として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 平成26年度 予算提案説明

次に、施政方針に基づきます平成26年度当初予算案について提案説明を申し上げます。

まず、一般会計予算についてでございますが、国におきましては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図ることとされております。

本市におきましても、こうした国の予算を踏まえ、「経済の再生、コミュニティの再生」に係る政策懇談会の提言を具体的に事業化するとともに、「子育て支援の充実」、「小中学生の学力向上」、「消防・防災体制の強化」、「幹線道路の整備促進」などに必要な事業費を計上したほか、防災拠点施設建設事業や総合運動公園構想など、大型プロジェクトの取組を開始するものでございます。

一方で、財政の健全化に配慮し、新たな財源確保を図るとともに、自主財源に重きを置きながら重点化した予算といたしております。

一般会計予算の総額は、468億1,627万8千円で、前年度比7億3,412万6千円、1.5%の減となっております。

前年度よりも減少いたしましたのは、施策経費は、子ども医療助成費や地域コミュニティ再生事業費などで16億6,695万円増加したものの、総合文化施設建設事業費の減などにより、普通建設事業費が、21億6,453万7千円減少したことなどによるものでございます。

これらの財源対策として財政調整基金、公共施設整備基金などの各種基金を活用いたしましたため、自主財源比率は53.9%となっております。

次に、各種事業を賄う財源でございますが、特定財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、市債などで、前年度よりも11.9%減の150億7,444万3千円を見込んでおります。国庫支出金及び県支出金などについては増加しておりますが、市債などが減少したことから、特定財源の構成比は、前年度より3.8ポイント低い32.2%となっております。また、地方債依存度につきましては、8.2%と、前年度の12.8%から4.6ポイント低下しております。これは、総合文化施設建設事業債や臨時財政対策債が減少したことなどによるものでございます。

年度末地方債残高見込みにつきましては、494億7,147万8千円となり、平成25年度末残高見込みより、13億2,752万円、2.6%減少するものと見込んでおります。このうち臨時財政対策債は、197億3,749万9千円と、市債残高の39.9%を占める見込みとなっております。

次に一般財源でございますが、市税のうち、個人市民税につきましては、0.1%の増収を見込んでおります。また、法人市民税につきましては、輸出環境の改善や経済対策などにより、前年度当初予算比で5.8%の増収を見込んでおります。

これらにより市税全体では、前年度比1億8,337万2千円、1.0%増の182億6,494万7千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、前年度よりも4億円、6.9%増の61億8,000万円を見込んでおります。

また、繰入金につきましては、公共施設整備基金から2億4,530万7千円を繰り入れるほか、財政調整基金繰入金等で、24億3,676万8千円を計上いたしております。

これらによりまして、一般財源総額は、前年度よりも13億459万2千円、4.3%増の317億4,183万5千円、構成比は67.8%となっております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

現在国は、平成26年度予算を、昨年同様、緊急経済対策に基づく補正予算と一体的なものとして進めており、地方自治体におきましても同様に、切れ目ない経済対策が求められるものと考えております。

一方、地方財政計画においては、一般財源総額を確保したうえで、臨時財政対策債を抑制するなど、財政健全化に向けた取組も行われております。

このため、経済対策などに、短期的・集中的に財源を投入することはもちろんでございますが、中長期的な視点も踏まえ、より効果・効率的な行財政運営を継続し、健全財政を堅持したいと考えております。

次に、特別会計につきましては、貯木場事業、渡海船事業、住宅新築資金等貸付事業、平尾墓園事業、公共下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び工業用地造成事業の全9会計、また企業会計につきましては、水道事業、工業用水道事業につきまして、それぞれの事業に要します事業費、事務費について特別会計で353億2,192万円、企業会計で41

億4,388万7千円を措置いたしております。

以上で平成26年度当初予算の説明を終わります。